

平成30年9月3日
建設・技術課 入札・契約担当
担当者 池尻、佐伯
内線 2746 直通 0952-25-7102
E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：株式会社 奥村組 代表取締役 奥村 太加典
(大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2)

登録業種：土木一式工事 - 特A級、建築一式工事 - A級、とび・土工・コンクリート工事 - A級、水道施設工事 - 登録()、解体工事 - 登録()

()「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事の種類における入札参加資格を指す。

期 間：平成30年9月4日 ~ 平成30年10月3日(1か月)

2 指名停止の理由

株式会社奥村組の社員が、国土交通省東北地方整備局発注の「一関遊水地長島水門新設工事」において労働安全衛生法に違反したとして、平成30年6月29日、労働安全衛生法違反の罪により盛岡地方検察庁から略式起訴されたことによる。

3 指名停止期間の根拠

同社は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第2(その2)第7号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなるが、他の加算条項に該当しないため1か月とする。

4 平成29・30年度受注実績

なし